

# 令和7年度石巻圏域の人口減少対策アイデアソン事業運営業務 提案募集要領

## 第1 趣旨

この要領は、宮城県東部地方振興事務所が実施する「令和7年度石巻圏域の人口減少対策アイデアソン事業運営業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 第2 募集事項

### 1 業務の名称

令和7年度石巻圏域の人口減少対策アイデアソン事業運営業務(以下、「本業務」という。)

### 2 業務の概要

石巻圏域は、人口減少傾向が続き、自然減、社会減ともに急激に進んでいる状況にある。こうした急激な人口減少下において地域活性化を図っていくためには、民間の知恵や力を積極的に活用する官民連携型の取組が重要となっている。震災後は、多くの大学生等による復興支援活動が行われたが、現在までに継続している活動は一部であり、今後は若者の流出防止や関係人口の創出・拡大を目的とした取り組みをさらに推進していくことが重要である。

本事業は、石巻圏域の最重要課題である人口減少対策について、県内の大学生たちによる斬新で実現可能なアイデアにより、地域活性化と持続可能な発展を目指すとともに、将来的な関係人口につなげるため、学生らの提案を通して、石巻圏域や地域住民などに魅力を感じ、圏域に多様な関わりを持ちたいと思う「いしのまき愛」の醸成を目指す。

### 3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### 4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

### 5 委託上限額

1,200,000円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、この金額は契約金額の上限額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

### 6 留意事項

業務の内容は、発注者と契約候補者の協議により決定することとし、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、業務の進行にあたっては、県及び受託者による打ち合わせを行い、方針を決定する。

## 第3 応募資格

企画提案に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- 3 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
- 6 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 10 発注者と緊密に連絡を取る必要があることから、宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- 11 上記1から10までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 第4 企画提案募集の日程（予定を含む）

項目	年月日
1. 企画提案募集開始	令和7年5月1日（木）
2. 質問受付期限	令和7年5月15日（木）正午まで（必着）
3. 質問回答期限	令和7年5月19日（月）
4. 企画提案への参加申込期限	令和7年5月22日（木）午後5時まで（必着）
5. 企画提案書の提出期限	令和7年5月27日（火）午後3時まで（必着）
6. 一次審査（3者を超えた場合）	令和7年5月30日（金）
7. 企画提案書の選考	令和7年6月2日（月）予定
8. 選定結果の通知及び公表	令和7年6月上旬予定
9. 契約手続き	令和7年6月中旬予定

#### 第5 応募手続き

## 1 企画提案募集に関する公告

本業務の企画提案募集については、令和7年5月1日（木）から宮城県東部地方振興事務所地方振興部のホームページ上で公告する。

宮城県東部地方振興事務所 ホームページ	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-sgsin-e/2025ideabosyu.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-sgsin-e/2025ideabosyu.html</a>
------------------------	---

## 2 企画提案書作成等に関する質問の受付

企画提案書作成等に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しないこととする。

(1) 受付期限 令和7年5月15日（木）正午まで（必着）

(2) 提出方法

イ 指定様式 質問書（様式第1号）を用いること。

ロ 提出方法 電子メールにより提出すること。

ハ 提出先 宮城県東部地方振興事務所地方振興部振興第二班

電子メール：et-sinbk2@pref.miyagi.lg.jp

※提出時の件名は「石巻圏域の人口減少対策アイデアソン事業運営業務企画提案に関する質問（企業名）」としてください。また、電子メールで提出後、その旨を電話連絡してください。

ニ 電話など口頭による質問や受付期間外の質問に対して回答しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月19日（月）を目処に宮城県東部地方振興事務所ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

## 3 企画提案への参加申込

(1) 受付期限 令和7年5月22日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 指定様式

(イ) 企画提案参加申込書（様式第3号）：1部

(ロ) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第4号）：1部

ロ 提出方法 電子メールにより提出すること。

ハ 提出先 宮城県東部地方振興事務所地方振興部振興第二班

電子メール：et-sinbk2@pref.miyagi.lg.jp

※提出時の件名は「石巻圏域の人口減少対策アイデアソン事業運営業務企画提案参加申込書」としてください。

ニ 注意事項 参加申込書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

## 4 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月27日(火)午後3時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参し直接提出、又は郵送(配達証明付き郵便に限る)による提出とする。  
なお、封筒には「石巻圏域の人口減少対策アイデアソン事業運営業務企画提案書等関係書類在中(企業名)」を朱書きすること。
- (3) 提出先 宮城県東部地方振興事務所地方振興部振興第二班  
〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番(合同庁舎3階)  
TEL:0225(95)1767 FAX:0225(95)1471
- (4) 提出書類
- イ 企画提案書(任意様式。A4判、カラー8部)  
(企画提案書の構成は、ホのとおりとする。)
- (イ) 規格はA4版、片面印刷で20ページ以内とする(表紙及び目次はページ数に含まない)。
- (ロ) 各ページに通し番号を付すること(表紙及び目次を除く)。
- (ハ) 提出するデータはPDFとし、CD-R等で提出すること。
- ロ 同種・類似業務の受託実績(任意様式)8部
- (イ) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業があれば記載すること。
- (ロ) 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば記載すること。
- (ハ) 事業内容がわかる資料を併せて添付することも可能とする。
- ハ 業務経費積算書(様式第5号)8部
- ニ 法人の概要(様式第2号)8部
- ホ 企画提案書の構成
- 企画提案書は、次の項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。
- (イ) 表紙  
委託業務名、法人名、住所、代表者名、担当者(所属、職、氏名)及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を記載すること。
- (ロ) 目次
- (ハ) 実施方針  
本業務実施に対する基本的な考え方や実施方針を記載すること。
- (二) 実施計画  
仕様書記載の業務内容及び第6の3の審査基準を踏まえ、次の項目に対する考え方、具体的な取組内容、実施方法等を記載すること。
- (ホ) 実施スケジュール
- (へ) 実施体制  
担当する部署・人員の規模や、担当間での連携・調整体系など、業務実施に当たっての組織体制を記載すること。
- (ト) 過去の同種 類似業務の実績
- (チ) 本業務に係る経費
- (5) 提案にあたっての留意事項
- イ 提出された書類は、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

- ロ この企画提案書等の応募に係るすべての経費は、すべて企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ハ 提出した企画提案書等に関する著作権等については、当該企画提案者に帰属する。ただし、選定委員会の審査に必要な範囲において、提出書類の複製を制作することがある。
- ニ 企画提案書等が選定され、当該業務について宮城県との委託契約が成立した後は、提出した企画提案書等に関する著作権等は宮城県に帰属する。
- ホ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、委託候補者と選定された場合であっても無効とする。
- ヘ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（公開することにより、企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる個人情報や企業情報等）を除き、開示することとなる。

## 第6 評価・選定方法

### 1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者を委託候補者として選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

### 2 選定

イ 応募のあった企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を（3）審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者として選定する。評価点と同点の場合は、委員長が委託候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、委託候補者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

### 3 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目	審査内容	配点
(イ) 業務計画 及び組織 体制	・業務目的や大学生を対象とした企画であることを踏まえた提案となっているか。	30
	・実施体制や全体計画に無理がなく、計画性や実現性があるか。	
	・組織体制は適切か（組織人員、協力団体・行政等の体制）	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の配慮がなされており管理方法は適正か。</li> <li>・応急救護体制は適切か。</li> </ul>	
(ロ) 企画運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体等の協力を得ながら、関係者と連絡を密にし、企画の実施・運営を行う提案となっているか。</li> <li>・人口減少対策アイデアソン事業を総合的に企画・運営する提案となっているか。</li> <li>・協力者（メンター等）への連絡及び技術的支援等ができる体制となっているか。</li> <li>・参加者（大学生）に対して的確な支援やアドバイス等ができる体制となっているか。</li> </ul>	40
(ハ) 専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は、専門的な見地からなされたものになっているか（石巻圏域の人口減少の現状や、それらがもたらす影響・課題等を理解し、多くの若い人材のアイデアを引き出すような内容となっているか。）</li> <li>・過去に類似の実績はあるか。（アイデアソン、ハッカソン、学生等が参加した企画運営、地域課題の解決をテーマとした政策提案コンテスト、等）</li> </ul>	20
(ニ) 費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な費用の積算となっているか。</li> </ul>	10
合 計		100

ロ 順位点は次のとおりとする。

1位：2点、2位：1点、3位：0点

#### 4 一次審査（書面審査）

##### イ 実施日

令和7年5月30日（金）

##### ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、3 審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。  
採点評価・順位付けは2 イ及びロに規定する方法に準ずる。

##### ハ 結果の通知

審査終了後は、速やかに全ての応募者に審査結果を通知する。また、上位3者に対しては、プレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

#### 5 プレゼンテーション審査

##### イ 実施日（予定）

令和7年6月2日（月）※開始時間及び審査会場等の詳細は別途通知する。

##### ロ 審査方法

（イ）参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

- (ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は25分（説明15分、質疑応答10分）以内とし、県から提示した時間から順次、応募者ごとに個別に行うものとする。
  - (ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。
  - (ニ) 応募者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。  
なお、パソコン等を使用する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。この場合、大型モニター及びHDMIケーブル以外の機器は応募者が準備すること。
- ハ 提案者が1者又はない場合の取り扱い
- 提案者が1者の場合も審査を行い、2に記載の選定方法により、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託者候補として選定する。
- なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。
- ニ 結果の通知
- 審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を通知するほか、選定結果（委託候補者）を宮城県東部地方振興事務所ホームページにて公表する。
- なお、審査（選定）結果に関する質問や異議は受け付けない。
- ホ 選定結果の公表方法・内容
- 審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。
- ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

## 第7 失格事由等

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
  - (1) 「第3 応募資格」に違反した場合
  - (2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
  - (3) 本要領等の規定に従っていない場合
  - (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
  - (5) 企画提案書等提出後、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程に基づく資格制限を受けた場合
  - (6) 企画提案書等提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。）別表各号に該当すると認められたとき
  - (7) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
  - (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 2 その他
  - (1) 企画提案を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。
  - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
  - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
  - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 第8 その他必要な事項

### 1 業者選定後の取扱い

本企画提案書等に係る契約については、次により行う。

#### (1) 受託者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

#### (2) 契約書の作成

県と受託者で協議した上で契約書を作成する。

#### (3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後に支払うものとし、前金払は行わないこととする。

#### (4) その他契約に関する事項

県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに仕様書に記載されている事項を基本とするが、企画提案の内容を基に加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

### 2 契約に関する条件等

#### (1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

#### (2) 機密の保持

受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

### 3 その他

(1) 提出書類等の作成及び企画提案において、使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(4) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

- (6) 提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示する場合がある。
- (7) 県は、本プロポーザルに関する公表及びその他必要と県が認めるときは、提案書を無償で使用することができるものとする。
- (8) 企画提案に参加する応募者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (9) 本募集要領に記載のない事項については県の指示によること。

## 第9 提出・問い合わせ先

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締め切りまでの間、下記において受け付ける。

宮城県東部地方振興事務所 地方振興部 振興第二班

〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地（宮城県石巻合同庁舎3階）

電 話 0225-95-1767

FAX 0225-95-1471

E-mail [et-sinbk2@pref.miyagi.lg.jp](mailto:et-sinbk2@pref.miyagi.lg.jp)